

## 2. 輸送関係

### (1) 輸送関係業務

#### ①乗合バス事業の取り組み

##### (i) 乗合バス事業の概況

平成25年3月末現在の事業者数は、65社で車両数は1,322両となっており、平成24年度の輸送実績は、走行キロ5,099万km（前年度比95.1%）、営業収入1,100,948万円（前年度比97.6%）であり、前年度末に比べ走行キロ、営業収入ともに減少しています。

加えて、平成24年度の輸送人員は、3,841万人（前年度比98.8%）となっており、昭和44年度の2億3,700万人をピークに減少を続け、約6分の1となっています。

利用者利便の向上と利用者の減少をくい止めるため、バス事業者は、超低床バスの導入、市内循環バス、快速バス、上限制運賃の設定、ワンコインバス、高齢者割引制度の導入などさまざまな施策を講じているものの、マイカーの増加や郡部での過疎化の進行、さらには都市部における交通渋滞等による走行環境の悪化などにより、利用者の減少に歯止めがかからず、事業をとりまく環境は引き続き極めて厳しい状況にあります。

こうした中にあっても乗合バス（一般路線バス）は、通勤・通学をはじめ地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を担っており、運行の維持が強く求められています。

また、高速乗合バスは、高速道路網の伸展に伴い県内外への路線が整備され、着実に輸送人員を増加させてきた背景があり、バス産業の重要な成長分野として従来から大きな期待が寄せられているところです。

##### (ii) 乗合バス事業に関する施策

過疎地域等利用者の減少によりバス路線の維持が困難な路線に対しては、従来の「地方バス路線運行維持補助制度」が、平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」の中の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」に変更となり、平成24年度には2億6,300万円の補助金が交付されています。

国や自治体からの各種の補助制度などを活用したコミュニティバス等が、市町村から委託を受けて運行するケースが増加していますが、乗合タクシーとの競合などにより乗合バス事業の経営は厳しい状況となっています。

また、最近では地域公共交通会議等で見直し対象となった自主運行バスやコミュニティバス等の運行系統の新設・変更、運行回数の変更、運賃などに関する申請等が多くなっています。

#### ②貸切バス事業の取り組み

##### (i) 貸切バス事業の概況

貸切バスは観光やイベントの需要に合わせるばかりでなく、廃止された乗合バス路線の代替輸送機関として乗合旅客輸送も行っており、地域住民の足の確保の面でも重要な役割を担っています。

また、貸切バスは災害時の避難輸送や鉄道代行輸送等においても欠かせない輸送手段とな

っています。

平成25年3月末の事業者数は78社で、車両数は962両となっております。

さらに、平成24年度の輸送実績は、輸送人員は621万人（前年度比91.9%）と前年度末に比べ減少、運行回数は24.7万回（前年度比100.0%（回数は僅かに減少））と前年度末に比べほぼ横ばい、営業収入は827,387万円（前年度比105.6%）と前年度末に比べ増加しています。

## （ii）貸切バス事業に関する施策

季節や曜日による需要の変動が大きく、繁忙期と閑散期への対応、車両の高級化の反面運賃の低廉化を求める利用者ニーズの多様化にどう応えるかなど、事業者の創意と工夫が課題となっています。

地域の生活交通の確保及び観光振興に便利な二次交通としては、JR駅と温泉地区を結ぶシャトルバスなどが運行され、好評を博しています。

## （iii）高速ツアーバス等の高速乗合バスへの移行について

高速ツアーバス（\*注）は、近年、大都市間の長距離夜行便を中心に急成長を遂げる一方で、安全性や利便性の面で様々な問題が指摘されてきました。

（\*注）高速ツアーバス

高速道路を経由する2地点間のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バス

このような状況を受け、国土交通省では、事業規制の見直しの方向性などを中心に「バス事業のあり方検討会」を設置して検討を行い、平成24年3月に最終報告書を取りまとめました。

報告書では、これまで高速ツアーバスを主催する旅行業者や運行を受託している貸切バス事業者に対し、平成24年度・25年度の2年間を集中移行期間として「新たな高速乗合バス」業態への移行を求め、道路運送法に基づく安全確保の責任を負わせる等安全確保措置を確実に実施させる仕組みを整備することとしていました。

その後、平成24年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受けて、同年6月11日にとりまとめられた「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化」において「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期移行の促進を検討することとされたことから、同年7月31日に「新たな高速乗合バス」制度が制定され、平成25年8月1日から新しい制度での運行がスタートしました。

## ③タクシー事業の取り組み

### （i）タクシー事業の概況

平成25年3月末の事業者数及び車両数は、法人事業者（患者輸送限定事業者含む）が208社、3,188両（うち患者等輸送事業者74社125両）、個人タクシーは382者（両）となり、車両数

平成24年4月29日に発生した関越自動車道での事故

写真：共同通信



は前年度末と比べ、法人6両の増、個人は7者（両）の減となっています。

一方、平成24年度の輸送実績は、輸送人員が1,985万人（前年比97.6%）、走行キロ12,743万km（前年比95.7%）、営業収入1,991,030万円（前年比96.9%）と減少しています。

平成12年の参入規制撤廃を受けて事業者数が増加し、タクシー車両も増加する中で、景気低迷による乗り控えや夜間需要の減少が顕著となり、輸送人員、営業収入ともに減少を続け、タクシー事業の経営環境は厳しいものとなっています。

平成24年度補助金での導入車両

写真提供：三越タクシー(株)



## (ii) タクシー事業に関する施策

このように輸送実績が伸び悩むなか、各事業者とも観光・イベント・福祉・介護などさまざまな利用者ニーズに応えようと創意工夫ある取り組みにより需要の開拓に努めており、新潟空港をはじめ羽田や成田など空港への乗合タクシーの運行や、市町村が中山間地や過疎地などの交通空白地における公共交通確保策として計画しているデマンド型の乗合タクシー運行などにも積極的に参画し、新規事業開拓を行っている事業者も多くなっています。（16市町村の地区で41事業者が乗合タクシーを運行中）。

平成21年10月に施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（タクシー特措法）により、新潟県内においては次の6地域が特定地域として指定されています。

昨年10月をもって、タクシー特措法の施行から3年が経過し、当初の特定地域の指定期間が9月末で期限を迎えましたが、各地域では引き続き特定地域の指定要件に合致している状況にあることから、平成24年10月で特定地域の再指定が行われました。（柏崎市A地区については平成25年9月30日に再指定）

〔特定地域〕新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、新発田市A地区、三条市A地区、柏崎市A地区)

特定地域では、特定地域協議会が作成したサービスの活性化や事業経営の効率化等に関して定めた計画（地域計画）に基づいて、個々のタクシー事業者が、地域の状況に応じた輸送需要に対応しつつ地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、自ら経営の効率化等事業再構築に向けた計画（特定事業計画）の認定を受け、これを実施することにより地域におけるタクシー事業の適正化と活性化を推進し、地域における交通の健全な発達に資するよう努力しています。

また、これからの高齢化社会の進展に対応するため、福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入にも力を入れています。

#### ④貨物自動車運送事業の取り組み

##### (i) 貨物自動車運送事業の概況

平成25年3月末の新潟県内に主たる事業場がある事業者数は730社（霊柩運送事業を除く）となっております。

平成2年の物流二法の施行により事業参入規制が緩和され、年々事業者が増加していましたが、景気の低迷、過当競争などに加え、平成15年10月から実施された首都圏の排出ガス規制による環境対策、法令規制による速度抑制装置の義務付けなどの社会的規制の強化、また、燃料価格の高騰などの新たな負担を迫られるなど、大変厳しい経営環境下により事業廃止に追い込まれるケースも見受けられます。

また、圧倒的多数を中小企業が占めるこの業界では、健全な経営を維持していくためには、荷主の理解を得て、適正運賃の收受や共同受注・共同配送への転換、情報化システムの推進などの経済戦略の見直しと今まで以上の効率化・高度化が重要な課題となっています。

##### (ii) 貨物自動車運送事業に関する施策

最近の軽油価格については、円安、産油国の情勢不安等による変動が大きく、軽油値上がりがトラック事業の収益に与える影響は大きなものとなっています。

こうした軽油価格高騰に対し円滑な運賃転嫁が困難な状況となっていることから、軽油価格高騰に対処するための緊急措置として経済団体・荷主団体等に対し、「トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入の促進等に関する協力要請」を実施し、燃料サーチャージ制導入の促進等を図ってきました。

また、国土交通本省では、平成21年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定し、①10年間で死者数半減②10年間で人身事故件数半減③飲酒運転ゼロを目標に、PDCAサイクルに沿って取り組むこととしており、新潟運輸支局でも「新潟県事業用自動車事故防止対策会議」を開催しています。

#### (2) 自動車運送事業者の監査業務

運輸局及び運輸支局では運送事業者の適正な事業実施のために運送事業者の監査を行ない、違法な事業運営や労働実態のある事業者には行政処分と改善指示を行なっています。

新潟運輸支局では平成24年度に65事業場に対して監査を実施しました。また、新潟運輸支局で監査を実施した事業者のうち、平成24年度に車両停止以上の行政処分を受けた事業場は57事業場で、延べ3,902日車の車両使用停止処分がありました。

平成24年度は、4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受け、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者に対して緊急重点監査を実施し、新潟県内10者に対して監査を実施しております。

また、この事故を受けて、国土交通省では「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」を設置して、自動車運送事業者に対する監査の抜本的な見直しを行っています。



### (3) 自家用自動車による有償運送の許可・登録

自家用自動車は、使用者自らの目的のために使用するものであり、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害やその他緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには国土交通大臣の登録又は許可を受けることが必要となっています。

市町村有償旅客運送車両（あがの2号）  
写真提供：阿賀野市



#### ①自家用有償旅客運送

自家用有償旅客運送が行えるケースとしては、旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人（NPO）等が行う場合や、通学通園に伴い幼稚園や保育所、小学校、中学校及び特別支援学校が行う幼児、児童、生徒の送迎などがあります。

自家用有償旅客運送の登録にあたっては、「地域公共交通会議」や「運営協議会」において協議が調っていることが必要です。

##### (i) 市町村運営有償運送

「交通空白輸送」は、当該市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、市町村自らが住民の旅客輸送の確保のために必要な運送を行うものをいいます。平成25年3月末現在、新潟県内では12市町村が実施しています。

##### (ii) 過疎地有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村や特定非営利活動法人（NPO）等が営利とは認められない実費の範囲の対価によって、登録された会員（住民）に対して行う輸送サービスです。平成25年3月末現在、新潟県内では4団体が実施しています。

##### (iii) 福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては身体障害者、要介護認定者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動法人（NPO）等が実費の営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、登録された当該法人等の会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。平成25年3月末現在、新潟県内では14市町村で30団体が実施しています。

#### ②自家用有償貨物運送

##### (i) 自家用有償運送（車積載車による事故車及び故障車の排除業務）

事故車等の排除業務は公共性の強いものであり、緊急性を伴い迅速に対応する必要があることから、道路管理者等からの要請に基づき、二次災害の防止及び交通渋滞の回避等を図るために道路上の事故車等を最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等まで搬送するための一時的・緊急的なものとして許可をとって行う運送業務です。平成24年度は1,197両が許可

を受けました。

#### (ii) 自家用有償運送（年末年始等繁忙期対策輸送）

年末年始や夏季繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加えて贈答用品を中心とした輸送需要が極端に増大し、事業用貨物自動車のみではその輸送力の確保が困難となっているため、利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共性の見地から、貨物運送事業者の輸送力の補完として一定の要件を満たしたものに対して許可するものです。平成24年度は78者451両が許可を受け繁忙期の輸送を行ないました。

#### (4) 自動車運転代行業

自動車運転代行業は、主として夜間において酔客に代わって客の自動車を運転し、客とその自動車を自宅等に送り届けるサービスで、平成13年6月に成立した「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」により、国土交通省と警察庁の共管により事業の適正化の監督を行っており、自動車運転代行業を営もうとする者は、公安委員会の認定を受ける必要があります。

平成25年5月末現在、新潟県内の自動車運転代行業者数は207者（210営業所）、随伴用自動車（客の自動車を運転する際に随行する自動車）数は924台となっています。

新潟運輸支局は、「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業のさらなる健全化対策」により改正され平成25年3月31日より実施された、「随伴自動車への表示のペイント化」「行政処分の公表」「利用者の求めに応じた領収書の発行関係」「代行運転役務の提供条件の説明方法の計画化」「白タク行為に係る行政処分基準の強化」「損害賠償措置の概要の説明についての指導」等の浸透を図るため、新潟県公安委員会とともに認定事業者に対し立入検査を行っているほか、夜の繁華街において所轄警察署とともに街頭指導を行い、質の高い「安全で良質な運転代行サービス」の提供を目指し指導啓蒙も行っています。

#### (5) 自家用自動車有償貸渡し事業（レンタカー事業）の許可

自家用自動車は国土交通大臣の許可を受けなければ「業」として有償で貸渡しをすることができません。レンタカーとは、貸渡人（レンタカー事業者）が自動車の使用者となっている自家用自動車で、借受人が不特定のものを行います。レンタカーの貸し渡しを業とする新潟県内に主たる事業所のある事業者は、平成25年3月末現在、354社となっています。